

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平30年5月17日

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前多 俊宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 常務取締役 松本 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 常務取締役 松本 博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成30年4月27日に提出しました臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」「発行価格」「発行価額の総額」「新株予約権の目的である株式の種類および数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」「当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳」が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

- (2) 発行数
- (3) 発行価格
- (4) 発行価額の総額
- (5) 新株予約権の目的である株式の種類および数
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (11) 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 2【報告内容】

### (2) 発行数

(訂正前)

新株予約権3,774個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、その割当ての総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

新株予約権3,690個

### (3) 発行価格

(訂正前)

新株予約権の発行価格は、割当日において算定される新株予約権の公正価額とする。当社の取締役および従業員の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社の取締役および従業員が当社に対して有する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しない。当社子会社の取締役の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社子会社の取締役が、当該子会社の報酬または賃金の支払債務を当社において併存的に引き受ける（新株予約権の払込金額と同額に限る。）ことを承諾し、これにより当社子会社の取締役が有する当社に対する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しない。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ式を用いて算定する。

(訂正後)

17,200円

当社の取締役および従業員の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社の取締役および従業員が当社に対して有する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しない。当社子会社の取締役の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社子会社の取締役が、当該子会社の報酬または賃金の支払債務を当社において併存的に引き受ける（新株予約権の払込金額と同額に限る。）ことを承諾し、これにより当社子会社の取締役が有する当社に対する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しない。

### (4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

318,078,000円

### (5) 新株予約権の目的である株式の種類および数

(訂正前)

普通株式377,400株

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で目的である付与株式数を調整する。

(訂正後)

普通株式369,000株

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で目的である付与株式数を調整する。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(訂正前)

未定

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

(後略)

(訂正後)

1個当たり69,000円

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、690円とする。

(後略)

(11) 当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数およびその内訳

(訂正前)

合計150名であり、その内訳は下記の通りです。

当社取締役	5名	1,146個
当社従業員	143名	2,585個
当社子会社の取締役	2名	43個

(訂正後)

合計143名であり、その内訳は下記の通りです。

当社取締役	5名	1,146個
当社従業員	136名	2,501個
当社子会社の取締役	2名	43個